

第一水源池の壯觀

市税ニュース

一、七月納期限
の市税は

昭和二十八年度固
定資産税第一期分

此の徵稅令書は七
月上旬頃迄にお届
け致します。

一、七月の督促
状は

市民税第一期分、

此の徵稅令書の納
期限が六月三十日

ですから七月一日

から稅金納付の日

まで百円につき一
日四円の割で延滞
金がきます

早く納めて下さい

八月 第一期事業税

十月 第二期自転車
税

十一月 第二期事業税

十二月 第二期事業税

月税附時

入場税

遊興飲食税

法人事業税

(事業年度終了より
二ヶ月以内)

特種者税

国税

七月 第一期(予定)

所得税

八月 市民税第二期

九月 固定資産税第
二期

十月 市民税第三期

十一月 固定資産税第
三期(確定)

十二月 固定資産税第
四期

三月 第二期(確定)

四月 第二期(確定)

五月 第二期(確定)

六月 第二期(確定)

七月 第二期(確定)

八月 第二期(確定)

九月 第二期(確定)

十月 第二期(確定)

十一月 第二期(確定)

十二月 第二期(確定)

一月 第二期(確定)

二月 第二期(確定)

三月 第二期(確定)

四月 第二期(確定)

五月 第二期(確定)

六月 第二期(確定)

七月 第二期(確定)

八月 第二期(確定)

九月 第二期(確定)

写真は六月の碧空に映えて静と動との美しい
全市送水量の約四割、一日六、〇〇〇立方メ
を送水する第一水源池は、大正五年創設され
たのですが、今では附近一帯美しい遊園地と
もあり、春夏秋冬夫々趣を異にして私達の一
日を楽しませてくれます。

ひと度懶ればすべてを呑みつくし、押し流し
てしまう水。
だが、私達の生活に片時とて欠く事の出来な
い水。云うなれば私達の命をあづかる水と
も云えましょう。
こゝは、その生命水の根源、第一水源池で
す。五十二万八千トンの水を満々と湛えたこ
の美歎詠水池は、六月の青空と木々の緑に映
えて眠るが如く横たわっています。たゞ溢れ
出る水だけが白銀の玉となつて、けるか下の
淵をめがけて落し下し、壯快な景色を繰り広げ
ています。

全巣送水量の約四割、一日六、〇〇〇立方メ
を送水する第一水源池は、大正五年創設され
たのですが、今では附近一帯美しい遊園地と
もあり、春夏秋冬夫々趣を異にして私達の一
日を楽しませてくれます。

調和を示す第一水源池の壮观

次に参考迄に県税、国
税の予定をお知らせし
ます。

翌年一月 市民税第
二期

四期

五月 日 水稻の病害虫
が発生します。

六月 日 サイロ堆肥

七月 日 梅雨明けの果
物の病害虫の発生に好適

度一十八度位の日が多い

です。

日本は多雨多湿で日照

時間が少なく気温は十七

度二十度位の日が多い

です。

この条件となるも

のです。

大部分の地方は

麦、馬鈴薯の収

穫の行われる時

期で、農家にと

つては実に多忙

な季節、ともす

れば作物病害虫

の発生につい

アからしがちで

防除も手おくれになる場

合が多いようです。

そこで防除を計画的で經

済的なものにするため農

林省に報告された諸情報

にもとづいて、これから

防除も手おくれになる場

(意義及認定)

一、占領の位置及び其の附近を表示する図

期間内其の占用部分
属する市道の維持修繕
及占用期間終了後道

は承認したときの上
料を別記(四号様式に
定める級別及料金表)

一、占用区間

位置
類及路線名
及面積
長

米道
面積
間

平方米)

電柱

柱及

支
線
ク

年
一本

110

00,000

00,000

烏鵲

农市

と認めた時は指示に従
い直ちに原状に回復し
なければならない。
(四月四日改正)

〔一〕号様式

は承認を受けたものと
看做す。——十年鳥取市告示第四十
三、市道占用規程(大正二号)はこの条例施行の日から廢止する。

行四号

道路及附属物占用料金表

（意義及認定）		第一条 本条例に於て市道と称するは道路法に依り市道として認定をなしたる道路及其の附屬物を謂う。	
（占用の許可対象）		第二条 市道に左の各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け継続して市道を占用しようとするとときは法令に特別の規定のある場合を除くの外此の条例に依り別記一、二の申請書を提出して許可又は承認を受けなければならぬ。	
一、電柱、電線、変圧塔、広告塔その他のこれに類する工作物		二、工作物々件又は施設にありては其の図面、設計書、仕様書、但し騒音なるものにあつては工事方法構面に附記するものに依り別記一、二の申請書を提出して許可又は承認を受けなければならぬ。	
三、鐵道、航道其の他瓦斯管その他これに類する物件		三、鐵道、航道其の他これに類する施設	
四、歩廊、雪除け、其の他これに類する施設		五、地下街、地下室、通路其の他これに類する施設	
六、露店、商品置場、其の他これに類する施設		七、看板、標識、旗竿、幕、及アーチ等これに類する施設	
八、工事用板垣、足場、詰所其の他工事用施設		九、土石、竹木、瓦其の他の工事用材料等	
第三条 前条の許可又は認可を受けようとする者は申請書に左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。		（許可申請）	
一、占用場所 位置地		（許可表示方法）	
二、占用の期間		第五条 占用の許可又は承認を得たものは許可を受けなければならない。	
三、工作物々件又は施設の構造		第六条 占用の許可又は承認を得たものは占用期間内現場の見易き場所に表示しなければならない。	
四、占用の目的		第七条 占用の許可又は承認を得たものと看做す	
五、占用者の住所氏名		（損害賠償）	
前項第一号第三号についても左の箇面及び手帳類を添付しなければならぬ。		第九条 占用の許可又は承認を得た者許可承認の条件に違反した為損害を生じたときは賠償の責に任じなければならない。	
六、道路の復旧方法		第十条 工作物の施設に就いては其の前手前、	
前項第一号第三号についても左の箇面及び手帳類を添付しなければならぬ。		（工作物施設の検査）	
第七条 占用の許可又は承認を得たものは占用期間内現場の見易き場所に表示しなければならない。		（工作物施設の検査）	
第八条 占用の許可又は承認を得たものは占用期間内現場の見易き場所に表示しなければならない。		（工作物施設の検査）	
第九条 占用の許可又は承認を得た者許可承認の条件に違反した為損害を生じたときは賠償の責に任じなければならない。		（工作物施設の検査）	
第十条 工作物の施設に就いては其の前手前、		（工作物施設の検査）	
十一、本条例は公布の日から施行し昭和二十八年五月一日以降の占用に於て前占用者の即納料金は新占用者の即納料金と看做す		（工作物施設の検査）	
十二、この条例施行の際従前規定により許可又は承認を受けたものは承認を受けたものと看做す		（工作物施設の検査）	

備考